

# 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

平成12年12月15日制定  
平成16年 3月19日改正  
平成19年 1月19日改正  
平成19年11月16日改正  
平成20年 9月19日改正  
平成23年 2月17日改正  
平成29年 6月 8日改正

## (目的)

第1条 この細則は、投資信託委託会社等会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等をいう。以下同じ。）が行う受益証券の直接募集等に関する規則（以下「規則」という。）第12条に規定する直接募集等（規則第1条に規定する直接募集等をいう。以下同じ。）の業務に関し、顧客に返還すべき金銭の分別管理について、必要な事項を定める。

## (分別管理)

第2条 投資信託委託会社等会員は、直接募集等の業務を行わなくなった場合に、顧客に返還すべき額に相当する金銭を、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

2 投資信託委託会社等会員は、顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下「受託会社」という。）に信託しなければならない。

## (顧客に返還すべき金額)

第3条 前条に規定する顧客に返還すべき額は、金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、以下「内閣府令」という。）第138条に基づき算定した額（以下「個別顧客分別金額」という。以下同じ。）とする。

2 前項の規定による個別顧客分別金額の算定に当たっては、当該投資信託委託会社等会員において当該顧客の買付代金に係る立替金がある場合には、当該立替金に相当する額を控除することができる。

## (顧客分別金信託の要件等)

第4条 投資信託委託会社等会員は、第2条第2項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、内閣府令第141条に定める要件に準じた要件を満たさなければならない。

2 内閣府令第141条第1項第3号の規定に準じて選任する受益者代理人は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 投資信託委託会社等会員において、代表取締役又はこれに準ずる者で、業務執行の管理について責任を有する者
- (2) 弁護士、公認会計士等の信託管理の実務の執行を監督するに相応しい資格を有する者

3 投資信託委託会社等会員が金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合には、当該投資信託会社等会員は、受益者代理人を前項第2号に掲げる者とするものとする。

(直接募集等の業務を行わなくなった場合等の通知)

第5条 投資信託委託会社等会員は、直接募集等の業務を行わなくなることを決定した場合又は金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合には、直ちにその旨を受益者代理人（金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合の受益者代理人は、第4条第3項に規定する受益者代理人とする。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。

2 受益者代理人は、投資信託委託会社等会員より前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を受託会社に通知しなければならない。

(金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合の運用の指図の禁止)

第6条 投資信託委託会社等会員が金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合には、受益者代理人（第4条第3項に規定する受益者代理人をいう。）が特に認める場合を除き、当該投資信託委託会社等会員は、受託者に対し運用の指図を行わないものとする。

(顧客分別金信託に係る帳簿書類等)

第7条 投資信託委託会社等会員は、差替計算基準日（内閣府令第141条第1項第7号に規定する差替計算基準日をいう。）における顧客分別金必要額（個別顧客分別金額の合計額をいう。以下同じ。）、顧客分別金信託額（同号に規定する信託財産の元本の評価額をいう。以下同じ。）及び追加信託必要額（同号に規定する顧客分別金信託額が顧客分別金必要額に満たない場合の不足額に相当する額をいう。以下同じ。）の状況について、受益者代理人に通知するものとする。

2 投資信託委託会社等会員は、顧客分別金必要額、顧客分別金信託額及び追加信託必要額を記載した帳簿を算定日毎に作成するものとする。

3 前項に規定する帳簿書類は、作成した日から10年間保存するものとする。

## 附 則

- 1 この細則は、平成12年12月15日から実施する。
- 2 平成12年2月18日制定の理事会決議「証券投資信託委託業者が自ら行う受益証券・投資証券の募集に係る直販顧客分別金信託に関する基準」を廃止する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年6月8日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第1条を改正。第4条第2項を修正。